

財団法人 電子科学研究所役員の報酬などに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、財団法人電子科学研究所（以下「研究所」という）の役員（以下「役員」という。）の報酬、期末手当、通勤手当、退職金及び旅費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤の役員に対しては、報酬を支給する。

2 前項の報酬の月額、理事長が定める。

(期末手当)

第3条 常勤の役員に対しては、期末手当を支給することができる。

2 前項の内規によって期末手当を支給する場合における当該期末手当の額は、理事会の議を経て理事長が定める。

(通勤手当)

第4条 常勤の役員に対しては、通勤手当を支給することができる。

2 前項の内規によって通勤手当を支給する場合における通勤手当の額は交通機関を利用する時の定期券購入の実費を支給する。

(退職金)

第5条 常勤の役員が退職した場合には、原則として退職金は支給しない。

2 前項のほか、当研究所に功績のあった役員については、退職金を支給する場合があるが、退職金の支給及びその額は理事会の議を経て理事長が定める。

(旅費)

第6条 役員が研究所の業務に関し出張した場合には当該役員に対し旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は研究所旅費内規に基づく相当額とする。

(費用弁償)

第7条 役員が理事会等へ出席した場合には、費用弁償を行うことができる。

(支給方法)

第8条 役員の報酬、期末手当、通勤手当、退職金及び旅費等の支給方法はこの内規に定めるほか理事長が定める。

(就任)

第9条 役員（理事、監事、評議員）は原則として満75歳とする。

但し、当研究所に功績のあった役員については別途とする。

(補則)

第10条 この内規の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この内規は、昭和57年9月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成2年4月1日一部改正。
- 3 この内規は、平成12年4月1日一部改正。